（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、証票無効、公示送達、北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可、行政手続法第十五条第三項の規定関係　三
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則を廃止する等の規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

最高裁判所

指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則を廃止する等の規則

（指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則の廃止）

第一条　指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則（昭和四十八年最高裁判所規則第八号）は、廃止する。

（裁判所職員退職手当審査会規則の一部改正）

第二条　裁判所職員退職手当審査会規則（平成二十一年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）及び第三条中「第十八条第六項」を「第十九条第六項」に改める。

附　則

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○経済産業省環境省令第五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十二条の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

環境大臣　石原　伸晃

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令

別記様式の裏面中「若しくは陳列」を「、陳列若しくは広告」に、「陳列を」を「陳列若しくは広告を」に改める。

附　則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

○経済産業省環境省令第六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の七第五項の規定に基づき、特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

環境大臣　石原　伸晃

特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成七年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に改め、同条中「については、」の下に「環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）が支障がないと認めた場合に限り、」を加え、「フレキシブルディスク及び様式第三のフレキシブルディスク提出書」を「光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」に改める。

第十二条から第十四条までを削り、第十五条を第十二条とし、第十六条から第二十条までを三条ずつ繰り上げる。

第二十一条中「様式第四」を「様式第三」に改め、同条を第十八条とする。

様式第三を削り、様式第四中「第21条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第三とする。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年五月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一九九七	大友　寛助	二六、五、一三	本人からの申請

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院退職手当審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院退職手当審査会規則の一部を改正する規則

会計検査院退職手当審査会規則（平成二十一年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条第七項」を「第十九条第七項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

○環境省令第十八号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

環境大臣　石原　伸晃

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「ねこ」を「猫」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。